

議案第 6 8 号

三田市と神戸市との間の消防指令事務の委託について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、消防指令事務を別記規約により神戸市に委託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

三田市長 森 哲 男

別記

三田市の消防指令事務の神戸市に対する事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 三田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、消防指令事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、三田市の負担とする。

2 神戸市長は、毎年度終了後速やかに、当該年度に要した委託費の額及びその明細を記載した書類を三田市長に送付するものとする。

3 三田市は、前項の書類の送付を受けた後、法第235条の5に規定する日までに、前項の委託費を神戸市に交付するものとする。

(予算への計上)

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を三田市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、三田市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は三田市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を三田市長に通知しなければならない

らない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び三田市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和5年3月31日までの間で、神戸市長及び三田市長が協議して定める日から施行する。